

## 第4 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

### 1 社会福祉法人について

これまで、社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、社会福祉事業の推進の原動力となってきたが、その一方、平成12年に介護保険法、平成18年に障害者自立支援法がそれぞれ施行され、措置制度から利用契約制度への転換が進み、また、高齢者や障害者を地域で支えることが求められるようになった。さらに、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、社会保障費の著しい伸び、あるいは制度の狭間にあつて自立できない人の顕在化など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉に対するニーズは拡大、多様化している。こうした状況に一層適切に対応し、国民一人ひとりが安心して生活することができる社会づくりをしていくため、法人には一層充実したサービスの提供、サービスを受けられていなかった人たちへの対応など多くのことが期待されている。

この期待に応えるためには、例えば、利用者本位の質の高いサービス提供を行えるよう経営基盤の強化を図ることや、人材の育成や定着のための工夫をしたり、あるいは地域の実情に応じて高い公益性が体现できる事業を展開したりすることなどが考えられるが、各都道府県等におかれては、こうしたことも念頭に置きながら、法人が期待される役割を果たすことができるよう、以下に示す事項を参考にしながら、必要な助言・指導をお願いしたい。

#### (1) 社会福祉法人の法人間連携、合併等の推進について

ア これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上へのインセンティブが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取り組みの一つに「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられるこ

とから、昨年度末（平成20年3月31日）にこれらの手順をまとめた「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」を作成したところである。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化などによる規模のメリットを出していくことも必要であるので、各都道府県等におかれては、以下も参考の上、必要な助言・指導をお願いしたい。

イ 法人間の連携については、前述の手引きの中で、各自治体において実際に取り組まれている連携事例の紹介を行ったところである。

法人間連携は、資材の共同購入や共同研修・人材交流等、合併や事業譲渡と比べ、より少ないリスクとエネルギーにより経営基盤の強化を図る方策として有効と考えられ、また、連携している法人間で合併等の必要性が生じた際に円滑に協議が進むケースも考えられることから、各都道府県等におかれては、これらの事例を参考の上、引き続き、管内の法人に対して必要な助言・指導をお願いしたい。

ウ また、法人の合併の状況について、平成19年度に行われた施設経営法人の合併件数は全国で9事例となっている。

これらのうち、経営基盤の強化に資するものとして、有益と考えられる事例について、別添1「社会福祉法人の合併事例について」において紹介するので、各都道府県等におかれては、管内の法人に対してこれらの事例の周知をお願いするとともに、引き続き、必要な助言・指導をお願いしたい。

## (2) 社会福祉法人経営支援事業について

平成20年度より、経営基盤の強化を目指す法人を都道府県が側面から支援する取り組みとして、「社会福祉法人経営支援事業」を創設したところである。

法人が経営の効率化・安定化を図るなど経営基盤の強化を行うことは、良質な人材の育成・確保、良質なサービスの提供等のために不可欠であることから、各都道府県におかれては、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成20年度における兵庫県の取り組みにおいて、

- ・法人の課題やニーズを的確に把握し、効率的・安定的経営のための取り組みを支援するための体制整備が可能になった

・研修を通じて、理事長や理事・監事等の経営・組織課題への取り組みの向上が図られた

等の効果が認められているところであり、当該取り組みについて、別添2「社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）」のとおり情報提供するので、実施上の参考とされたい。

### (3) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

イ 平成20年度における問題発生時の対応事例として、理事長が、理事会の承認を得ることなく独断で高額な業務委託契約の締結を行うなど、不適切な法人運営を行っていた事案や、施設職員による利用者への虐待が行われていた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際に、所轄庁において特別監査を行った事例を、別添3「平成20年度において社会的な問題が発生した法人の主な事例」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に関する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、行政指導及び監査内容に対する法人からの苦情等を受け付けるものとして、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであり、窓口に相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議されることとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例のうち、適正な行政指導監査及び今後の法人運営に資すると考えられるものについて、別添4「主な苦情等相談事例について」において例示しているので、各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施を引き続きお願いしたい。

社会福祉法人の合併事例について（事例1：岩手県）

1 合併種別	吸収合併	
2 対象法人の状況	<p style="text-align: center;">合併前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人A (H3. 8. 1 設立登記)</li> <li>・法人B (H9. 8. 1 設立登記)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 知的障害者福祉施設を設置経営する「法人A」と精神障害者福祉事業を設置運営する「法人B」の2法人が合併。 (事業規模の大きい法人Aが法人Bを吸収)</p> </div>	<p style="text-align: center;">合併後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人A (H19. 9. 3 合併登記)</li> </ul> </div>
3 実施事業の状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(旧法人A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者授産施設 (定員 50 人、20 人)</li> <li>・知的障害者福祉工場 (定員 30 人)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(法人B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者生活訓練施設 (定員 20 人)</li> <li>・精神障害者授産施設 (定員 20 人)</li> </ul> <p>ほか、相談支援事業等を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 就労継続支援(A型・B型)については、3障害全てが対象。 ※ 知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設については、21年度以降、順次、障害者自立支援法の新体系に移行予定。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(法人A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者授産施設 (定員 50 人、20 人)</li> <li>・就労継続支援(A型・B型) (旧知的障害者福祉工場、 精神障害者授産施設) (定員 30 人、20 人)</li> <li>・精神障害者生活訓練施設 (定員 20 人)</li> </ul> <p>ほか、相談支援事業等を実施</p> </div>

4 合併の経緯	<p>○ それぞれ単独で知的障害者福祉事業及び精神障害者福祉事業を行う2法人が、障害者自立支援法が目指す3障害の一体的サービス提供を効果的に実現するため合併。</p> <p>○ 従来から、複数の理事が双方の法人の理事を兼任していたという事情があり、これらの理事が中心となって合併協議が進められた。</p> <p>○ また、障害者自立支援法による新しい制度のもと、持続可能な法人運営のあり方を検討する必要がある、経営の効率化や人事交流による職員の資質の向上などを図る観点からも合併が進められた。</p>
5 合併の効果	<p>○ それぞれ単独で知的障害者福祉事業及び精神障害者福祉事業を行う2法人が、<u>障害者自立支援法が目指す3障害の一体的サービス提供を効果的に実現することが可能となった。</u></p> <p>○ また、障害者自立支援法による新しい制度のもと、持続可能な法人運営という観点から、<u>スケールメリットを活かした共通資材等のコスト縮減等による経営の効率化や人事交流による職員の資質の向上などを図ることが可能となった。(※)</u></p> <p>(※具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務機器や食材、燃料費など、各施設で共通する諸経費について、可能な範囲で納入業者を一本化することにより、納入量の増加に伴い、納入単価の低減が可能となった。</li> <li>・ 全体の職員数が増加したことにより柔軟な職員配置が可能となり、施設ごとの利用者等の実情に応じた重点的な職員配置が可能になった。また、施設の行事や緊急時等、一時的な人手を要する場合にも、他の施設からの協力を得ることにより円滑な対応が可能となった。</li> <li>・ 法人全体での合同研修等を通じ、個々の職員が幅広い知識や刺激を得てスキルアップが図られるとともに、良い意味での職員間での競争意識が生まれ、資質の向上に繋がった。</li> </ul>
6. その他特記事項	<p>○ 合併時の役員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事10人（9人から10人に定数増（旧法人A理事9人に加え、法人Bの理事1人を追加））</li> <li>・ 監事2人は異動なし</li> </ul>

## 社会福祉法人の合併事例について（事例2：北九州市）

1 合併種別	吸収合併	
2 対象法人の状況	合併前	合併後
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>・法人A (S53.8.22 設立登記)</p> <p>・法人B (H13.9.13 設立登記)</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>・法人B (H19.9.3 合併登記)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>※ 養護老人ホームを設置経営する「法人B」と特別養護老人ホームを設置経営「法人A」の2法人が合併。(法人Bが法人Aを吸収)</p> </div>	
3 実施事業の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>(旧法人B)</p> <p>・養護老人ホーム (定員 80 人)</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>(法人B)</p> <p>・養護老人ホーム (定員 80 人)</p> <p>・特別養護老人ホーム (定員 125 人)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>※合併前後で実施事業に変更なし。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 40%;"> <p>(法人A)</p> <p>・特別養護老人ホーム (定員 125 人)</p> </div>	
4 合併の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人Bは、経営している養護老人ホームの利用者の要介護度が上がり、養護老人ホームでは対応が困難になる事例が増えていたことから、特別養護老人ホームの経営を行う必要性を感じていた。</li> <li>○ 一方、法人Aが経営する特別養護老人ホームが、将来の改修等のため耐震診断を行った結果、耐震構造に問題があり、建物全体の安全性が確保できないということが判明。</li> <li>○ 更に、自力で代替施設を建設することも困難であったため、法人Aが合併先の募集を行い、これに法人Bが応募。</li> <li>○ 法人Bが法人Aの一切の権利義務を引き継ぐ旨を提案し、法人Aがこれに合意をしたため、今回の吸収合併に至った。</li> </ul>	

5 合併の効果	○ 法人Aが経営していた特別養護老人ホームについて、 <u>改修等のための費用を捻出することが可能となり、一部ユニット型の特別養護老人ホームに建て替えることができた。</u> (現在建設中)
6 その他特記事項	○ 合併時の役員構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事6人(旧法人Bの理事6人がそのまま就任(法人Aの理事は全員辞任))</li> <li>・監事2人は異動なし</li> </ul>



## 社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）

### 1 社会福祉法人経営支援協議会

福祉関係団体を代表する者、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、行政職員、学識経験者等で構成し、事業の企画、連絡調整等を実施。

#### 【開催状況】

第1回協議会 平成20年9月1日（月） 開催  
第2回協議会 平成21年2月 開催予定

### 2 法人への助言・指導

#### (1) 法人経営専門相談

区分	相談員	相談日	相談件数 (11月末現在)
会計税務相談	公認会計士	原則月2回（4月～）	85
法務相談	弁護士	随時（9月～）	1
労務管理相談	社会保険労務士		1
計			87

#### ～相談事例～

##### 1 会計税務相談

- 資金繰りの悪化への対処について
  - ・長期的収支計画の策定及び計画実現のための目標設定
  - ・収支均衡に向けた構造的転換
- 公益事業の収支悪化への対処について
  - ・使用財産の社会福祉事業への転用
  - ・事業廃止した場合の建物の処分方法
- 決算書に基づく経営分析について

##### 2 法務相談

- 入所者が公正証書遺言を作成する際の施設としての関わり、留意点について
  - ・入所者本人の意思の尊重
  - ・親族への対応

##### 3 労務管理相談

- 給与体系の見直しについて
  - ・評価制度及び成果給の導入方法、留意点
  - ・パート職員の給与の正規職員との均衡等留意点

#### (2) 各種助成制度に関する情報提供

1月 ホームページ掲載予定

### 3 法人の役職員に対するスキルアップ研修

#### (1) 趣旨

社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化し、社会福祉法人が抱える諸課題を克服するためには、経営の効率化を図るとともに、地域のニーズに対応するため経営基盤の強化を図ることが求められている。

このため、法人の役職員を対象に、適正で効率的な法人経営のポイントや工夫を学ぶことを目的として研修会を開催する。

#### (2) テーマ

『社会福祉法人の経営基盤の強化について』

— 小規模法人の効率的で戦略的な経営に学ぶ —

#### (3) 講師

経営コンサルタント

(大阪府社会福祉協議会・大阪社会福祉施設経営相談室 専門相談員)

#### (4) 開催状況

①姫路会場 20年11月4日(火) 98名

②神戸会場 20年11月13日(木) 112名

#### (5) 受講者の状況 (受講者に対するアンケート結果)

区 分		姫路会場		神戸会場		合 計	
		人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
受 講 者	理 事 長	8	14.0	13	15.0	21	15.0
	理事・監事	8	14.0	8	9.0	16	11.0
	施 設 長	32	53.0	52	62.0	84	58.0
	その他職員	11	19.0	12	14.0	23	16.0
	計	59	100	85	100	144	100

### 4 法人経営優良事例集の作成

【スケジュール】

10月～12月 募集、1月 事例選考、3月下旬 冊子作成

### 5 福祉人材確保対策実施プログラム検討委員会

#### (1) 委員構成

委 員 学識経験者 3名、福祉関係団体 2名、職能団体 3名、  
(11名) 養成校団体 1名、兵庫労働局 1名、兵庫県 1名

#### (2) 所掌事務

委員会は、福祉人材確保対策に関する次の事項について協議する。

- ① 労働環境の整備の推進に関すること。
- ② キャリアアップの仕組みの構築に関すること。
- ③ 福祉・介護サービスの周知・理解に関すること。
- ④ 潜在的有資格者等の参入の促進に関すること。
- ⑤ 多様な人材の参入・参画の促進に関すること。
- ⑥ その他、福祉人材の確保と定着に関する必要な事項。

※ 1～4は県社会福祉協議会へ委託、5は県実施

## 平成20年度において社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

## 事例1 — 理事長の独断による不適切な法人運営事案 —

## 1 事案の概要

以下の行為について、理事会の承認を得ることなく、理事長の独断により実施されていた。

- ① 高額な業務委託契約の締結及び同契約に基づく支払い
- ② 法人と、理事長及び理事長が経営する会社との間の不適切な資金の貸借
- ③ 勤務実態が無い常務理事への報酬の支払い
- ④ 介護報酬債権のリース会社への譲渡

## 2 所轄庁の特別監査

- ① 平成20年3月 特別監査を実施
- ② 特別監査における指導内容

ア 後任の理事長を含めた理事会は、今後、このような不適切な法人経営が行われないよう十分検討を行い、法人組織の再構築を図り事業経営の透明性を確保すること。

イ 高額な業務委託契約(請負)の締結にあたっては、事前に理事会に諮り、競争入札により契約の相手方を決定すること。

ウ 介護報酬債権の譲渡や法人会計外への資金の貸付などによる資金の運用を今後一切行わないこと。

予算外の借入金については、法人の業務に関する重要事項であるので、その必要性を十分に検討し、理事会で決定すること。

エ 常務理事に対する報酬については、理事会にてその職務権限の範囲を具体的に定め、職務従事の実態を把握した上で支給すること。

オ 理事の業務執行状況及び法人の財務に関する監事監査が不十分であるので、監査体制の見直しを図り、併せて外部監査の活用についても検討すること。

## 3 法人の改善措置内容

- ① 理事長及び常務理事等は辞任。
- ② 高額な業務委託契約を解除し、支払い済みの契約金を回収。
- ③ 元理事長が負債を返済し、介護報酬債権の譲渡契約を解除。
- ④ 元常務理事が理事報酬相当の金額を法人に返還。

## 1 事案の概要

障害者施設において、職員による利用者への体罰等の人権侵害行為が組織的かつ日常的に行われていた事案であり、法人運営に以下の問題が認められた。

- ① 理事会は、施設の運営状況及び利用者処遇について何ら把握しておらず、その機能及び役割を果たしていない。
- ② 施設長兼理事は、理事会や各理事に対し、施設の運営状況についての説明や情報提供を行っておらず、施設長兼理事の役割を果たしていない。  
また、これまで施設内において発生した事故等についても、意図的に隠蔽していた形跡がうかがえる。
- ③ 理事長及び各理事は、重大な人権侵害事案が発生している状況下においても、率先して事実の究明及び再発防止に努めることなく、その職責を果たしていない。
- ④ 会計事務以外に係る業務運営及び理事の業務執行に関する監事監査が実施されておらず、監査機能が十分に発揮されていない。

## 2 所轄庁の特別監査

- ① 平成20年2月 特別監査を実施
- ② 特別監査における指導内容(「法人運営」に関する指摘)  
理事等が自らの責任を果たしてこなかったことは責任重大であり、自らの責任を明確にした上で、理事会の指導力、内部牽制機能並びに監査機能等の強化を図る方策を講じ、適切な法人運営に努めること。  
なお、確認された暴力行為については、刑事訴訟法の規定に基づき、施設職員5名を警察署に告発。

## 3 法人の改善措置内容

- ① 当時の役員は、事案に対する責任を認め全員が辞任し、役員体制を一新。
- ② 今後の法人の取組みとして、
  - ア 理事長は、法人が経営する施設の運営状況等をつぶさに把握し、権利侵害に係る事項を含め、報告・審議の必要が生じた場合には、臨時理事会、評議員会を招集する。  
各理事においても、法人、施設の運営に積極的に関与していく。
  - イ 当分の間、理事会、評議員会の審議事項を所轄庁に報告する。
  - ウ 監事は、財務状況のみならず施設の児童、利用者の支援状況、苦情解決のシステムの機能状況を把握し、権利擁護の意識をもって監査を行う。

## 主な苦情等相談事例について

## ケース1：「役員の勤務実態を証する資料について」

- 理事長の役員報酬の支払いにあたり、常勤理事ではないが月の6割程度は法人本部のある施設に出勤し、出勤簿への押印があるにもかかわらず、勤務実態が不明確とされ、勤務日時、場所、内容まで記載した資料を作成、保管せよとの指導を受けたが、現行規定上そこまでしなければならないものなのか。

(回答)

- 役員報酬は法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

現行規定上、役員の勤務実態を証する資料の作成を義務づけるものはないが、役員の担当職務と実際に職務に従事していることを実証する次のような資料や証跡を整備保管しておくことが必要と考える。

(例示)

- ① 理事会議事録、法人の会議や行事への出席の記録等
- ② 各種資料への証跡
  - ・ 会計関係書類、稟議書、報告書などの各種諸資料への承認印又は検印などの押印による証跡
- ③ 出勤簿、タイムレコーダーなどによる出勤状況 など

## ケース2：「抵当権の付け替えについて」

- 認知症グループホームの増設に伴う民間金融機関からの債務について、理事長個人の財産に設定している抵当権を、法人の基本財産に設定し直すよう知事への許可申請をしたいが、申請できるのか。

(回答)

- 1 理事長個人の財産を担保として、社会福祉法人名義で融資を受けている状況と聞いているが、法人の基本財産の処分承認（担保の付け替えの承認）は、その内容を審査のうえ所轄庁が承認を行うことになるので、事前に所轄庁に相談されたい。
- 2 なお、担保提供の付け替えにあたっては、少なくとも以下の内容を満たしている必要があると考える。
  - ① 法人の意思決定手続きに不備がないこと。（理事会において正式に承認されたものであること。）
  - ② 借入金が目的どおり認知症グループホームの増設に使用されていること。
  - ③ 融資している金融機関が担保の付け替えに同意していること。
  - ④ 償還計画が適切なものであり、現実に償還に問題がないこと。

ケース3：「監事監査の理事会への報告について」

○ 理事会における監査報告について

監事が理事会に出席して監査報告していないのでするように文書指摘を受けた。

監事は、すでに監査報告書を作成しており、その内容については理事会にて資料提供することで報告したと認識している。

理事会への監査報告というのは、監事の出席まで必ず求められるものなのか。

(回答)

1 社会福祉法人の監事は、社会福祉法第40条第5項において監事の職務として、理事の業務執行及び法人の財産の状況について、理事に意見を述べることとされている。

また、社会福祉法人定款準則において、毎年定期的に監査した結果について監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告するよう義務付けられている。

2 監事が監査結果を理事会に報告する方法まで明示したものは特にないため、その方法は監事に委ねられていると考える。

しかしながら、監事は、法令上、公益性の高い法人であるため必置としていること、定款準則上、必要があると認めるときには、理事会に出席して意見を述べる機会が設けられていることなどから、監査報告は監事が理事会に出席し、自らが監査結果を理事に報告して意見を述べ、理事からの質疑等に応答することが最も望ましい方法であると考えている。

(参考)

○社会福祉法

第40条 1～4 (略)

5 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

○社会福祉法人定款準則

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。